**「自分ごとで　ごみの適正排出　見て知ろう！！」**

**事業ごみとは？？**

【スライド１枚目】（０分０秒～０分４５秒）

　皆様が事業所で日頃排出されている、例えば、事業活動で排出される鉄くずや廃油等はもちろん、お昼に食べたお弁当のプラスチック容器などもすべて事業ごみになります。

そこで今日は、事業ごみとは何か、ごみの分別・減量がなぜ必要か、「事業系廃棄物」の適正な排出について、従業員全員が知っていただく機会にしていただきたいと思います。

「事業ごみ」という言葉を初めて聞く、という方もいらっしゃると思います。

今日は、何か１つでもけっこうですので、新しいことを知って、取組につなげ

ていただければと思います。

【スライド２枚目】（０分４６秒～０分５３秒）

　まずは、「事業ごみ」についてです。

「事業ごみ」や「事ごみ」と言いますが、これが何なのか、詳しく見ていきた

いと思います。

【スライド３枚目】（０分５４秒～２分５１秒）

　一般家庭から発生する廃棄物を「家庭ごみ」、事業所から事業活動に伴って発生する廃棄物を「事業系廃棄物」と言います。

事業活動とは、商店、会社、飲食店、宿泊施設、工場等だけでなく、病院、学校、市役所など、事業所が行う全ての活動が含まれます。

事業系廃棄物は、さらに「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。

まず、一般廃棄物について、「一般」というと、ほぼ全ての廃棄物を指すようにも思えますが、分別を徹底すれば、事業系一般廃棄物に該当するごみは、食べ残した物やリサイクルできない紙などにとどまります。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた、２０種類のものをいいます。例えば、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどです。

事業所で使う機器や薬品、引き出しの中のペンやホッチキスも産業廃棄物にあたるので、産業廃棄物が排出されない事業所はありません。

もちろん、お昼にコンビニの弁当を食べた場合も、プラスチックの容器でできていれば、産業廃棄物にあたり、事業所から出たごみであるため、事業者の責任で正しく分別し、排出しなければなりません。

事業系廃棄物の中には、再生利用が可能なもの、例えば紙類、空き缶、空き瓶、ペットボトルなど、数多くありますので、これらは、分別してリサイクルをしてください。

【スライド４枚目】（２分５２秒～３分５６秒）

少し法律の話になってしまいますが、「事業ごみの処理責任」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（いわゆる廃掃法）」に規定されています。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

また、京都市においても、適正処理について条例で規定されています。

簡単に説明しますと、「事業所・事業場・店舗等から排出されるごみは、その事業所・事業場・店舗等にそれぞれ責任があって、適切に廃棄物を処理しなければならない」ということです。事業所から排出された廃棄物は、「分別・保管」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われますが、それぞれの過程で責任が生じます。事業者の責務には、廃棄物の再生利用を積極的に推進（リサイクル）し、その減量に努めることも含まれます。

【スライド５枚目】（３分５７秒～４分４秒）

　次に、京都市の事業ごみの現状、課題、これまで取り組んできた減量施策を見ていきます。

【スライド６枚目】（４分５秒～５分１２秒）

　まずは、家庭ごみと事業ごみのうちの一般廃棄物をあわせたごみ量の推移です。この数値で、市の年間のごみ量の増減を把握しており、毎年５月末ごろに前年度のごみ量を公表しています。

グラフのとおり、長年にわたる市民・事業者の皆様の御尽力の結果、ごみ量は減少し、平成12年度のピーク時と比べ、半減しています。

コスト面で見ると、ピーク時と比べ、年間１３３億円の削減となっています。

ごみ量が大幅に減っているので、ごみをまだまだ出しても大丈夫なのでは、と思われるかもしれませんが、今後、クリーンセンターの大規模改修の際には、現在３工場で処理しているものを２工場で処理する必要がでることや、本市唯一の最終処分場等があと５０年ぐらいでいっぱいになると言われていることから、それを少しでも長く使っていくために、今後も更なるごみ減量が必要です。

【スライド７枚目】（５分１３秒～５分２７秒）

　これは、ごみ量の内訳です。

市が受け入れているごみは、家庭ごみと事業ごみがだいたい半分ずつです。市のごみ量を減らすには、家庭ごみと事業ごみのどちらも減らさなければなりません。

【スライド８枚目】（５分２８秒～６分２９秒）

　次に、事業ごみの現状と課題を見ていきます。京都市では、クリーンセンターに運ばれたごみの組成調査を２年に１回実施しています。

組成調査では、ごみの中身が、生ごみなのか、紙なのか、などを調べます。

直近、令和２年度に実施した調査の結果を見てみると、事業ごみの内訳は、４割が生ごみ、３割が紙ごみとなっています。

それぞれを詳しくみると、生ごみのうち、手付かず食品や食べ残しといった、いわゆる「食品ロス」が半分を占めています。

また、紙ごみの中には、新聞、ダンボール、お菓子の紙箱などといったリサイクル可能な紙類が約３割含まれていました。

この「生ごみ」と「紙ごみ」をリサイクルに回して、廃棄を減らすことで、更なるごみ減量へとつながります。

【スライド９枚目】（６分３０秒～７分７秒）

　事業ごみの減量に関する京都市の施策を見ていきます。

これまで事業所のごみについて、透明な袋でごみを出すよう義務化したり、

１，０００㎡以上の床面積がある大規模の事業所に、ごみの発生量と翌年の計画を報告する減量計画書を提出いただき、３年に１回程度のサイクルで減量の啓発や指導をさせていただいております。

京都市のごみ量の全体を減らしていくためにも、事業ごみの減量施策をさらに進めていきたいと考えています。

**事業ごみの分別とは？？**

【スライド１０枚目】（７分８秒～７分１３秒）

　次からは、事業ごみの分別について詳しく見ていきたいと思います。

【スライド１１枚目】（７分１４秒～９分４７秒）

　事業所から排出されるごみの種類・品目は、事業の内容によって様々ですが、ここでは典型的な分類事例を御紹介します。

まず、ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。産業廃棄物は、廃棄物処理法で指定されているものです。指定されていないその他のごみ全てが、一般廃棄物になります。

一般廃棄物のうち、燃やすごみに区分した４品目は、クリーンセンターに持ち込んで処理することができます。ただし、厨芥類、木くず、古布の3品目もリサイクルが可能ですので、委託業者に相談してみてください。

次に、リサイクル可能な紙類である新聞、段ボール、雑がみの3品目は、京都市の条例で分別が義務化されています。リサイクルできない紙類を取り除いて、古紙回収業者へ引き渡すなど適正なリサイクルに御協力いただきますようお願いいたします。リサイクルの可否については後ほど具体的に説明します。

また、一般廃棄物の品目の前に星印がついているもので、特定の事業所から排出される場合は、産業廃棄物に該当します。いくつか例を挙げますと、食料品製造業から出る厨芥類や印刷出版業から出る紙類、建設業から出る木くずなどは産業廃棄物となります。

右の産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に委託して排出することとなります。リサイクルルートが確立している「缶・びん・ペットボトル」については、分別・リサイクルいただきますようお願いいたします。プラスチック類から電池類の4品目についても可能な限りリサイクルをお願いいたします。その他、蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池などの水銀使用製品は、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う業者に委託してください。

以上、具体的な分類事例を御紹介しました。より詳しくお知りになりたい方は、「事業系廃棄物の正しい出し方」のリーフレットを御覧ください。

【スライド１２枚目】（９分４８秒～１０分３６秒）

　先ほど、条例により、リサイクル可能な紙類は、分別が義務付けられていると説明しましたが、具体的にどういったものがリサイクル可能なのかについて、説明していきます。スライドは、京都市が発行している印刷物「雑がみ図鑑」です。

黄緑色が雑がみとしてリサイクル可能な紙類です。黄色の箱書きには、リサイクルを阻害する素材が排出時に混入しないように注意点を記載しています。

下の黄色の４品目については、雑がみよりも質の高いリサイクルが可能なため、紙パック、段ボール、新聞として分けて排出することを推奨しています。

【スライド１３枚目】（１０分３７秒～１１分１５秒）

　こちらに示した紙類については、汚れや異なる素材の混入により、リサイクルに支障が生じるため、雑がみとして排出することが困難です。ただし、受け入れ先のリサイクル処理施設の性能によっては回収可能となる場合もありますので、実際の回収業者に確認することをお勧めします。

なお、左下の紙マークが製品に表示されていても、アルミ加工されているなどリサイクルに向かない場合もありますので、御注意ください。

【スライド１４枚目】（１１分１６秒～１１分４８秒）

　リサイクル可能な紙類の排出方法については、回収業者と相談してください。ここでは、一例として、5つの種類に分けて排出しています。

雑がみは、紙袋に入れて一緒に排出する。２新聞や、３段ボールは、一定量を縛って排出する。その他シュレッダーがみ、秘密書類は、１～３と区別して排出することとしています。

【スライド１５枚目】（１１分４９秒～１２分５４秒）

　ほぼすべての事業所から排出される、プラスチック類について、説明します。

ここでは、4点事例を掲載しました。緩衝用の梱包材などに使用される発泡スチロール、化学繊維を素材に用いた繊維くず、プラスチックを素材に用いた製品、プラスチックを素材に用いた容器や包装材は、プラスチック類となり産業廃棄物となります。プラマークの有無にかかわらず、廃プラスチック類については、家庭から排出される場合と事業所から排出される場合とでは、分別方法が異なってきます。

事業所から排出される場合は、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物となり、その後の処理の流れが全く異なることとなります。クリーンセンターに持ち込むことはできませんので、御注意ください。

**産業廃棄物とは？？**

【スライド１６枚目】（１２分５５秒～１３分１０秒）

事業系廃棄物の大部分を占める、「産業廃棄物」については、「いち、に、さんぱい」動画で、産業廃棄物の内容から適正処理の流れまで、基礎から説明していますので、ぜひ御覧ください！

**適正な排出と管理について**

【スライド１７枚目】（１３分１２秒～１３分２２秒）

次に、事業所からの廃棄物の適正な排出と管理に向けて、事業所で取り組んでいただける分別の取組など、事例を中心に御紹介します。

【スライド１８枚目】（１３分２３秒～１３分３８秒）

　京都市では、大規模事業者に対して、２～３年に一度程度、職員が、直接事業所を訪問し、ごみの適正な排出と管理をしていただくための立入調査を実施しています。

【スライド１９枚目】（１３分３９秒～１４分３２秒）

　立入調査の内容は以下の４点です。

１つ目に、事業所のごみの分別状況を確認して、正しい分別ルールを説明しています。「産業廃棄物」や、「雑がみ」については、クリーンセンターで処理できないことを説明しています。

２つ目は、ごみの保管状況を確認して適正な保管方法を説明しています。分別品目ごとに分けて保管されているか。間違って収集されるおそれはないか、などです。

３つ目は、廃棄物の管理体制が事業所内で構築されているか。

４つ目は、それぞれの事業所に応じた提案や助言です。

事業所ごとに出るごみの種類も違えば、保管庫の様子も違うので、できるだけ細やかな提案ができればと考えています。

【スライド２０枚目】（１４分３３秒～１５分１秒）

　このような形で、日々ごみの適正な排出について、事業所回りをする一方、クリーンセンターでは搬入物検査を実施しています。

搬入物検査は、事業所から排出される事業系一般廃棄物を運び込む収集運搬業者のパッカー車から、産業廃棄物等の不適正排出物が混じっていないかを確認しています。年間150回程度、搬入物検査を行っています。

【スライド２１枚目】（１５分２秒～１５分２９秒）

　こちらは実際にクリーンセンターへ運び込まれた不適正排出ごみです。不適正排出物の混入が確認された場合、その収集運搬業者に指導を行いますが、分別と適正な処理の義務は本来、事業所にあります。

不適正排出ごみがあった場合は、どこの事業所から出されたごみかを判別し、後日、市職員が事業所を訪問し、分別状況の確認を行います。

【スライド２２枚目】（１５分３０秒～１５分５８秒）

　ここからは、主な不適正排出とされるごみを説明します。

こちらの写真は、事業所から排出され、実際にクリーンセンターに持ち込まれたごみです。

このようなごみは、事業所から排出された場合には、産業廃棄物となりますので、クリーンセンターに搬入することはできません。

産業廃棄物やリサイクル可能なごみは、民間の処理施設で適正に処理する必要があります。

【スライド２３枚目】（１５分５９秒～１６分１６秒）

これらは何が不適正かわかるでしょうか。。

こちらは弁当ガラです。ソースやマヨネーズ等で汚れているので、燃やすごみとして排出したようですが、京都市では汚れていても、水ですすいだりして、廃プラとして排出する必要があります。

【スライド２４枚目】（１６分１７秒～１６分３２秒）

　こちらは、梱包用によく使用されるＰＰバンドが大量に混入していたケースになります。ＰＰバンドは産業廃棄物の廃プラスチックに当たるので、産廃処理していただく必要があります。

　では次です。

【スライド２５枚目】（１６分３３秒～１６分５３秒）

　これは、廃プラスチックが混入していたケースです。

左上の写真は、大量のプラスチックハンガー、右下の写真は、大量の発泡スチロールです。これらも廃プラスチックに当たるので、産廃処理していただく必要があります。ビニールなどもプラスチック類に該当しますので、御注意ください。

【スライド２６枚目】（１６分５４秒～１７分１３秒）

　こちらは、いわゆる「雑がみ」と呼ばれる、資源化できる紙類です。

京都市が平成２８年4月より、雑がみの分別とリサイクルを義務化したため、これらは、クリーンセンターに搬入することはできません。

どういった紙ごみが資源化できるのか、確認していきます。

【スライド２７枚目】（１７分１４秒～１７分３９秒）

　まずは、シュレッダーがみです。

これまでは、シュレッダーにかけた紙ごみは、繊維が細くなり、紙の原料のリサイクルには不向きで、基本的に焼却されていました。

しかし、分別技術が発達し、シュレッダーがみについてもリサイクルができるようになりました。

ただ、複写式伝票などが混入しているとリサイクルできないので注意してください。

【スライド２８枚目】（１７分４０秒～１７分５２秒）

　続いて、菓子箱などの紙ごみです。

菓子箱や包装紙などの紙ごみや、雑誌、カタログ類も雑がみとしてリサイクルができます。

【スライド２９枚目】（１７分５３秒～１８分３２秒）

　封筒やＯＡ用紙は雑がみとして排出していただく必要があります。窓付き封筒の場合、宛先の部分にプラスチックが使用されている場合は、プラの部分を剥がして、雑がみと廃プラとして分別してください。

　また、個人情報や会社の内部資料が含まれる秘密書類は、他者の目に触れないように、燃やすごみとして排出される場合がありますが、秘密書類も紙ごみであるため、リサイクルする必要があります。

秘密書類は、情報漏洩防止のため、専門の業者で溶解処理するなどして、排出するようにしてください。

【スライド３０枚目】（１８分３３秒～１９分２５秒）

　次に、このような不適正なごみが出る原因について、御紹介したいと思います。

訪問調査の際は、不適正排出の理由を聞き取りし、再発防止のための助言を行っています。

主な原因として、以下①～③の３つがあげられます。

①　ごみの種類ごとに適切な収集契約が結ばれていない。

②　ごみの分別容器の設置状況が十分でない。

③　ごみの保管場所で、種類ごとの仕切りがない。　ことによるものです。

また、分別環境が整っていても

④　そもそもルールを知らない従業員が多くいる。

⑤　忙しいので業者に任せている。

などの理由でごみの混在が起こっている様子が見られます。

【スライド３１枚目】（１９分２６秒～１９分５９秒）

　このような不適正排出物を確認し、事業所が特定されれば、京都市から訪問調査を行います。

訪問調査で、不適物が混入した原因を聞き取ると、こんなことをよく言われます。「自分じゃなくて、他の人に任せていた。」と・・

廃棄物の適正な処理は、事業者の責務です。人任せにせず、排出事業者として最終責任は、自分にあることを自覚して事業所内での分別ルールの共有とチェック体制を構築してください。

【スライド３２枚目】（２０分０秒～２０分３４秒）

　また、こんなケースもあります。

「分別はしていたが、保管状況が悪く誤って収集されてしまった」・・・

写真のように、棚を使って分別保管はされていたものの、集積量が多く崩れてしまっています。これでは、収集業者も何のごみかわからず、収集してしまいますよね。

誤った収集を防ぐために、コンテナなどで仕切りをして混在しないように保管してください。

また、保管されているごみが何のごみかわかるように、明示をしてください。

【スライド３３枚目】（２０分３５秒～２１分４秒）

　保管庫が狭くてコンテナなどが置けない場合は、仕切り棚を設置して保管庫の上部空間をうまく活用することができます。

棚の設置が難しい場合は、分別品目名の貼り紙をしてこれが何ごみなのか分かるようにしましょう。

廃棄物保管場所は、「誰が搬入しても」、「誰が収集に来ても」間違いが起こらないようにすることが大切です。

【スライド３４枚目】（２１分５秒～２１分３３秒）

　次に、分別容器の設置についてです。各フロアや執務室に、適切な分別容器の設置が必要になります。

　各フロアや執務室に、適切な分別容器の設置が必要になります。

ごみの種類ごとに具体的なイラスト入りの明示があり誰が見てもわかりやすいよう、工夫されています。

右の写真は、事業所通路の事例です。すべての従業員や清掃員が通る動線上に、分別容器を設置しています。

【スライド３５枚目】（２１分３４秒～２１分５４秒）

　こちらは北部環境共生センターで分別している様子です。迷い箱というごみ箱を設置し、どれに分別するか不明な廃棄物を入れてもらうごみ箱です。後ほど、廃棄物管理責任者が適切に分別を行います。保管場所にスペースがありましたら、ぜひ、参考にしてみてください。

【スライド３６枚目】（２１分５５秒～２２分１４秒）

　社内での分別ルールの徹底に向けて、適正な分別・処理を行う際の、分別容器・分別票の設置により、品目を明示することが大切です。

また、研修会や講習会、朝礼などの会議の場で、分別ルールを共有することも必要です。

【スライド３７枚目】（２２分１５秒～２２分２５秒）

　事業所内のごみ保管場所等で分別表示に役立つ分別キットは、京都市のこごみネットからダウンロードいただけますので、ぜひ御活用ください。

【スライド３８枚目】（２２分２６秒～２３分３２秒）

　ここで、廃棄物管理責任者の皆様にお願いです。

事業用に供する部分の延床面積の合計が１，０００㎡以上の建築物の所有者は、毎年５月３１日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出することが条例で定められています。

事業用大規模建築物は、対象となる建築物ごとに、建物全体から排出される廃棄物の管理を行い、廃棄物の減量や適正処理の指導、啓発の役割を担う「廃棄物管理責任者」を１名選任し、選任の日から１０日以内に届け出なければなりません。

また、人事異動などで廃棄物管理責任者が交替した場合は、変更後、速やかに「廃棄物管理責任者変更届」の提出が必要です。

**さすてな見学会のお知らせ**

【スライド３９枚目】（２３分３３秒～２４分１６秒）

最後に、「さすてな京都」見学会のお知らせです。

「さすてな京都」とは、京都市南部クリーンセンター環境学習施設の愛称です。

事業所から収集された一般廃棄物がどのように処理されるのか、実際に施設を見ていただき、焼却、エネルギーの回収など、最先端の環境技術、ごみ減量など環境保全の大切さを学べる見学会を実施します。

京都市資源循環推進課へメール、FAX、または電話で１２月７日までにお申込みください。

たくさんの御参加をお待ちしております！

【スライド４０枚目】（２４分１７秒～）

　音声なし